

◎新潟県告示第218号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和2年3月6日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
歌川 享一	内科	歌川医院	五泉市本町2-2-35	H28.12.30
岡田 是實	外科 整形外科	頸城介護老人保健施 設あやめの庭	上越市頸城区上吉194	R1.12.22
小川 一郎	眼科	小川眼科医院	新発田市大栄町1-8 -1	R2.1.26
和田 拓也	小児科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457 -1	R2.1.28